

[事案 29-209] 手術給付金支払請求

・平成 31 年 4 月 3 日 和解成立

<事案の概要>

約款に定める「悪性新生物根治手術」に該当しないことを理由に給付金が支払われなかったことを不服として、手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 15 年 7 月に契約した医療保険にもとづき、以下等の理由により、皮膚腫瘍摘出術に対する手術給付金を支払ってほしい。

(1) ボーエン病は、初期の有棘細胞がん（ボーエンがん）であり、病変は上皮内に留まるとはいえ、その性質上、悪性新生物の特徴である浸潤性および転移性を有するから、悪性新生物であり、本手術は悪性新生物根治手術に該当する。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) ボーエン病は、がんそのものではなく、がんの前駆症に過ぎず、浸潤性を欠くので、悪性新生物に該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社において本疾病が悪性新生物であるものとして手術給付金を支払うべきであるとは認められないが、紛争の早期解決等の観点により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。